

令和5年 第4回山ノ内町農業委員会総会議事録

1. 総会の種類	定例					
2. 開催の告示期日	令和5年4月10日					
3. 開催通知の期日	令和5年4月10日					
4. 招集期日	令和5年4月27日					
5. 招集場所	文化センター 3階ホール					
6. 招集者	山ノ内町農業委員会会長 山本善孝					
7. 開催時刻	午後 4時00分					
8. 議長氏名	山本善孝					
9. 委員出欠席	議席	氏名		議席	氏名	
	1	湯本幸作	出	10	藤浦忠広	出
	2	湯本久万	出	12	下田和浩	出
	3	小古井英雄	出	13	小池俊治	出
	4	下田健志	出	14	齊藤蝶次郎	出
	5	山口 剛	出	15	佐藤次雄	出
	6	望月美知子	出	16	白鳥金次	出
	7	福井敏彦	出	17	湯本貴文	出
	8	渡辺輝子	出	18	上原 仁	出
	9	湯本 浩	出	19	山本善孝	出
10. 事務局出欠席	事務局長		宮崎弘之			出
	係 長		青木重喜			出
	書 記		山岸孝子			出
	書 記		小林万里奈			出
	書 記		石川政志			出

1.1. 報告事項

- 報告第 9号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 報告第10号 農地法第18条第6項の規定による通知について

1.2. 提出議案

- 議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について
 議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請について
 議案第13号 農用地利用集積計画の承認について

1.3. その他

農業委員会名簿について
農業委員会の改選について
農作業入門講座について

<開会>

会長代理 それでは、定刻になりましたので、会議を始める前なのですが、開会の前に農林課のほうに新しい職員さんが来られたということで、宮崎課長より紹介のほうをよろしく願いいたします。

事務局長 4月の人事異動に伴いまして前任者の梨本が異動いたしました。それで、4月1日より新規採用職員であります小林のほうに着任いたしました。それでは、小林のほうから。

事務局 皆様、初めまして。今年度より新規採用で農林課農業振興係に配属となりました小林万里奈と申します。農業のことは今までやってきたことがなかったので初めてで、分からないことだらけですが、少しずつ勉強して覚えていくようにしたいと思っています。よろしく願いいたします。(拍手)

会長代理 ありがとうございます。
それでは、これより令和5年第4回山ノ内町農業委員会定例総会を始めたいと思います。
佐藤次雄委員なのですが、遅れてくるという連絡がありましたのでよろしく願いいたします。
それでは、招集者挨拶、山本会長、よろしく願いいたします。

<招集者挨拶>

会 長 こんにちは。
前年において町再生協議会の担い手農地部会に出席された方、引き続きですけれどもよろしく願いいたします。
4月に入りまして、天気の方も暖かかったり、寒くなったりと寒暖差のある月でしたけれども、ニュースの中には町の予報ですか、毎日、霜注意報という形で夕方になると発令されているわけですが、先ほどの会議の中で農協、JAのほうからは8日、10日、18日、25日と、8日の日はうっすら雪が積もったような形で、あとの日にちは霜の害ということで、まだまだこの先心配な時期ですけれども、農家の方は難儀するわけですが、それに負けずに頑張って作業をしていただければと思います。
それと、この4月のこの定例会から新たに農業委員会のほうへ、推進委員の方として南部のほうから2名入られました。ここでちょっとご紹介をさせていただきます。順番でいきますと、3番の小古井英雄さん、佐野地区からの選出でございます。それと、4番の下田健志さんですけれども。

下田委員 戸狩の下田といたしますけれども、またよろしく願いいたします。

会 長 1年間、残任期間ということで協力いただくわけですが、よろしく皆さんと仲よくできましたらと、ご協力よろしく願いいたします。簡単ではありますが、挨拶に代えさせていただきます。

会長代理 山本会長、ありがとうございました。
それでは、議事の進行を山本会長、よろしくお願いいたします。

<議事録署名委員の選任>

議 長 それでは、4番の議事録署名委員の選任ですけれども、今回は初めてで申し訳ないのですけれども、
3番 小古井英雄 委員
4番 下田健志 委員
よろしくお願いいたします。

<議事>

議 長 その前にちょっと一言、今月から議事の中に議案というのが何項目かあるわけですが、議案の多い月は内容が少し変更いたしました、縮小して報告させていただくようになりますけれども、ご了承をお願いいたします。
それでは、議事に入ります。
(1) 報告第9号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 1ページをお願いします。報告第9号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、届出は今月4件でした。
1件目です。農地所有者、〇〇〇、〇〇〇〇、相続者、〇〇〇〇、対象農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇-〇、ほか30筆、現況地目、畑、現況面積5万333平米、あっせんの希望はございません。
2件目、農地所有者、〇〇、〇〇〇、相続者、〇〇〇、対象農地、大字平穏字〇〇〇〇〇-〇、ほか3筆、現況地目、畑、現況面積5,434平米、あっせんの希望はございません。
3件目、農地所有者、〇〇〇〇、〇〇〇〇、相続者、〇〇〇〇〇、対象農地、大字平穏字〇〇〇〇〇〇〇-〇、現況地目、畑、現況面積165平米、あっせんの希望がございます。位置図を22ページにご用意しました、ご覧ください。あっせん希望農地ですが、〇〇〇〇〇〇から東側に100メートルほど進んだところがございます。
続きまして、4件目、農地所有者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、相続者、〇〇〇〇、対象農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇-〇、ほか5筆、現況地目、畑、現況面積7,385平米、あっせんの希望はございません。
以上、報告します。

議 長 ありがとうございます。報告事項ですけれども、何か質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら、次に進みます。
(2) 報告第10号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 資料2ページをお願いします。報告第10号 農地法第18条第6項の規定による通知について、今月3件です。
1件目ですが、所在地は大字夜間瀬字〇〇〇〇〇-〇、現況地目は畑で面積が1,160平米、通知人、賃貸人が〇〇〇の〇〇〇〇〇、賃借人が〇〇〇の〇〇〇〇〇、解約に至った理由ですが、第三者へ貸借するためとなります。

2件目ですが、所在地は大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇ー〇、現況地目は畑で面積が2,609平米、通知人、賃貸人が〇〇〇の〇〇〇〇、賃借人が〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇、解約に至った理由ですが、賃借人の労力不足によるためとなります。

3件目ですが、所在地は大字平穩字〇〇〇〇〇〇ー〇、現況地目は田で面積が1,381平米、通知人、賃貸人が〇〇〇の〇〇〇〇、賃借人が〇〇〇の〇〇〇〇、解約に至った理由ですが、第三者へ所有権移転するためとなります。

以上、3件報告します。

議 長 ありがとうございます。これも報告事項ですけれども、何かご質問があったら挙手願います。(なし)

ないようでしたら、次に進みたいと思います。

(3) 議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 資料3ページをお願いします。今回から案件の多い議案については、時間の有効活用のため内容を一部省略して説明させていただきます。なお、議事録には全ての情報を掲載いたします。

それでは、議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について、今月8件です。

1件目ですが、申請人、渡人は〇〇〇の〇〇〇〇、所有面積3,462平米、耕作面積2,081平米、家族総数3、稼働人員1。受人は〇〇〇〇の〇〇〇〇、所有面積4,487平米、耕作面積5,650平米、家族総数2、稼働人員2。申請地は、大字平穩字〇〇〇〇〇〇ー〇、ほか2筆、現況地目は畑と田で、合計面積は3,462平米となります。契約内容は売買で、価格は40万円となります。理由ですけれども、渡人につきましては、町外在住のため経営規模の縮小、受人につきましては、水稻・野菜の作付で経営規模の拡大となっております。位置図を23ページ、公図を24ページから26ページに載せております。

2件目ですが、申請人、渡人は〇〇の〇〇〇〇、所有面積、耕作面積ともに3,771平米、家族総数2、稼働人員2。受人は〇〇の〇〇〇〇、所有面積、耕作面積ともにゼロ、家族総数2、稼働人員1。申請地は、大字佐野字〇〇〇〇〇〇ー〇、ほか4筆、現況地目は畑で、合計面積が673平米となります。契約内容は売買で、価格は41万円となります。理由ですけれども、渡人につきましては高齢のため経営規模の縮小、受人につきましては、自宅に隣接する農地を取得し、自家用野菜の栽培をすることとなっております。位置図を27ページ、公図を28ページに載せております。

3件目ですが、申請人、渡人は〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇、所有面積、耕作面積ともに2,006平米、家族総数5、稼働人員2。受人は、〇〇〇の〇〇〇〇、所有面積、耕作面積ともに656平米、家族総数4、稼働人員2。申請地は、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇ー〇、現況地目は畑で、面積は1,125平米となります。契約内容は売買で、価格は10万円となります。理由ですけれども、渡人につきましては町外在住のため、経営規模の縮小、受人につきましては、野菜の栽培で経営規模の拡大となっております。位置図を29ページ、公図を30ページに載せております。資料4ページをお願いします。

4件目ですが、申請人、貸人は〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇、所有面積3,701平米、耕作面積1,519平米、家族総数2、稼働人員ゼロ。借人は〇〇〇の〇〇〇〇、所有面積、耕作面積ともに1万4,463平米、家族総数6、稼働人員4。申請地は、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇、〇〇〇、現況地目は畑で、合計面積が1,519

平米となります。契約内容は賃貸借で、賃料は1万5,000円となります。理由ですけれども、貸人につきましては町外在住のため経営規模の縮小、借人につきましては、ブドウの作付で経営規模の拡大となっております。位置図を31ページ、公図を32ページに載せております。

5件目ですが、申請人、渡人は〇〇〇の〇〇〇〇、所有面積1,133平米、耕作面積406平米、家族総数2、稼働人員ゼロ。受人は〇〇〇の〇〇〇〇、所有面積1万6,542平米、耕作面積2万1,850平米、家族総数6、稼働人員2。申請地は、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇-〇、現況地目は畑で、面積が285平米となります。契約内容は売買で、価格は25万8,000円となります。理由ですけれども、渡人につきましては町外在住のため経営規模の縮小、受人につきましては、所有農地に隣接する農地のため野菜の栽培をするとなっております。位置図を33ページ、公図を34ページに載せております。

6件目ですが、申請人、渡人は〇〇〇の〇〇〇〇、所有面積1,133平米、耕作面積406平米、家族総数2、稼働人員ゼロ。受人は〇〇〇の〇〇〇〇、所有面積1万5,363平米、耕作面積1万3,106平米、家族総数2、稼働人員2。申請地は、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇-〇、現況地目は畑で、面積が120平米となります。契約内容は売買で、価格は9万円となります。理由ですけれども、渡人につきましては町外在住のため経営規模の縮小、受人につきましては、住宅に隣接する農地のため野菜の栽培をするとなっております。位置図を35ページ、公図を36ページに載せております。

7件目ですが、申請人、渡人は〇〇〇の〇〇〇〇、所有面積、耕作面積ともに7,295平米、家族総数4、稼働人員1。受人は〇〇〇の〇〇〇〇、所有面積、耕作面積ともに1万4,009平米、家族総数4、稼働人員3。申請地は、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇-〇、現況地目は畑で、面積が669平米となります。契約内容は売買で、価格は40万4,000円となります。理由ですけれども、渡人につきましては労力不足のため経営規模の縮小、受人につきましては、ブドウの作付で経営規模の拡大となっております。位置図を37ページ、公図を38ページに載せております。

8件目ですが、申請人、渡人は〇〇の〇〇〇〇、所有面積・耕作面積ともに4,697平米、家族総数3、稼働人員2。受人は〇〇〇の〇〇〇〇〇〇、所有面積、耕作面積ともに9,095平米、家族総数2、稼働人員2。申請地は、大字平穏字夜間瀬境4752、ほか2筆、現況地目は畑と田で、合計面積が4,697平米となります。契約内容は売買で、価格は3筆合わせて35万2,000円となります。理由ですけれども、渡人につきましては高齢のため経営規模の縮小、受人につきましては、リンゴ、桃の作付で経営規模の拡大となっております。位置図を39ページ、公図を40ページから41ページに載せております。

以上につきまして、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えます。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。農地法第3条の規定による許可申請について、1番の案件の補足説明を藤浦委員、お願いいたします。

藤浦委員 渡人の〇〇〇〇さんは、〇〇〇〇〇さんの弟さんで、この〇〇〇さんが亡くなって、〇〇〇さんのうちと土地の両方を含めて相続したのですけれども、その農地と住宅を空き家バンクに登録してしまっていて、〇〇さんがそれを見てぜひ買いたいということでこちらの農地と住宅ですけれども、売買が不動産屋を通して成立しまして今回の案件になったということでございます。まだ住宅のほうはリフォームが済んでい

し)

ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。

5番、6番の案件について、湯本貴文委員、一緒をお願いいたします。

湯本貴文委員 渡人の〇〇〇〇さんなのですが、前に〇〇に住んでいたのですけれども、〇〇のほうに引っ越されて、〇〇のほうへはほとんど帰ってこないような状態ですが、畑を一応持っていたのですが、その畑もできないということで、ちょうど近所の〇〇さん、〇〇さん、本当に自分のうちのすぐ裏みたいなところですので、そこを買い取ってやっていいということだったので、この話がまとまりました。〇〇さん、〇〇さんは、それぞれ真剣に農業を取り組んでいらっしゃる方なので、問題ないかと思えます。ひとつよろしく願います。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。
7番の案件について、湯本貴文委員、お願いいたします。

湯本貴文委員 渡人の〇〇〇〇さんなのですが、以前に父親の〇〇さんが亡くなっちゃって、〇〇さんが相続されたのですが、住んでいるのが嫁に行かれて〇〇〇のほうということで、〇〇〇のほうにちょっと来られないということで、買ってくれる方はいないかと探したところ、〇〇〇〇さんが畑をやるということで、ブドウを作付するということで話が決まって、売買が決まりました。〇〇さんも結構手広く農業をやっていらっしゃいますが、真剣にやっている方ですので問題ないかと思えます。よろしく願います。

議 長 ありがとうございます。7番の案件について質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。
8番の案件ですけれども、藤浦委員、お願いいたします。

藤浦委員 〇〇さんと〇〇さんは姉妹関係でして、〇〇さんが妹さんということで、〇〇さんがご高齢でできないということで、今回、妹の〇〇さんのほうに買ってくれないかということでこの案件が出てきました。〇〇さんは、〇〇〇在住ということになっているのですが、実家がこっちに、〇〇にありまして、実家に誰も住んでいらっしゃらないので、こっちに寝泊まりをしてやっていくということですので、問題ないかと思えますのでよろしく願います。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。
それでは、(4)番、議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請について、資料6ページをお願いいたします。

○、設定する農地、大字夜間瀬字○○○○○、現況地目は畑で、面積が2,648平米です。利用権の種類は賃借権で、5年の設定でリンゴの作付を予定しています。賃料は全体で1万1,916円の新規設定となります。

3件目ですが、設定を受ける者が○○の○○○○、設定する者が○○○○○の○○○○、設定する農地、大字平穏字○○○○○○○○○-○、ほか2筆、現況地目は畑で、合計面積が670平米です。利用権の種類は賃借権で、2年の設定でリンゴの作付を予定しています。賃料は10アールあたり2万5,000円の新規設定となります。

4件目ですが、設定を受ける者が○○の○○○○、設定する者が○○○○○の○○○○○、設定する農地、大字平穏字○○○○○○○○○-○、現況地目は畑で、面積が746平米です。利用権の種類は賃借権で、2年の設定でリンゴの作付を予定しています。賃料は10アールあたり2万5,000円の新規設定となります。

5件目ですが、設定を受ける者が○○の○○○○、設定する者が○○○の○○○○○、設定する農地、大字夜間瀬字○○○○○○○-○、現況地目は畑で、面積が3,564平米です。利用権の種類は賃借権で、5年の設定でそばの作付を予定しています。賃料は10アールあたり1,000円の再設定となります。

6件目ですが、設定を受ける者が○○○の○○○○○、設定する者が○○○の○○○○○、設定する農地、大字夜間瀬字○○○○○-○、○○○、現況地目は畑で、合計面積が2,059平米です。利用権の種類は賃借権で、3年の設定でリンゴの作付を予定しています。賃料は全体で4万2,300円の再設定となります。

7件目ですが、設定を受ける者が○○○の○○○○○、設定する者が○○○の○○○○○、設定する農地、大字夜間瀬字○○○○○○○○○-○、○○○○○-○、現況地目は畑で、合計面積が1,288平米です。利用権の種類は使用貸借で、3年の設定でそばの作付を予定しています。賃料は無償の新規設定となります。

8件目ですが、設定を受ける者が○○○の○○○○○、設定する者が○○○の○○○○○、設定する農地、大字夜間瀬字○○○○○○○-○、現況地目は田で、面積が2,440平米です。利用権の種類は使用貸借で、3年の設定でそばの作付を予定しています。賃料は無償の新規設定となります。

9件目ですが、設定を受ける者が○○○の○○○○○、設定する者が○○○の○○○○○、設定する農地、大字夜間瀬字○○○○○○○○○、○○○○○-○、現況地目は畑と田で合計面積が4,500平米です。利用権の種類は使用貸借で、3年の設定でそばの作付を予定しています。賃料は無償の新規設定となります。

10件目ですが、設定を受ける者が○○○の○○○○○、設定する者が○○○の○○○○○、設定する農地、大字夜間瀬字○○○○○-○、現況地目は畑で、面積が597平米です。利用権の種類は賃借権で、10年の設定でリンゴの作付を予定しています。賃料は10アールあたり1万円の再設定となります。

11件目ですが、設定を受ける者が○○○の○○○○○、設定する者が○○○○○の○○○○○、設定する農地、大字夜間瀬字○○○○○○○○○、字○○○○○○○○○、現況地目は畑で、合計面積が3,600平米です。利用権の種類は使用貸借で、3年の設定でそばの作付を予定しています。賃料は無償の新規設定となります。

12件目ですが、設定を受ける者が○○○の○○○○○、設定する者が○○○の○○○○○、設定する農地、大字夜間瀬字○○○○○○○○○、○○○○○-○、現況地目は田で、合計面積が2,957平米です。利用権の種類は使用貸借で、3年の設定でそばの作付を予定しています。賃料は無償の新規設定となります。

13件目ですが、設定を受ける者が○○○○○の○○○○○、設定する者が○○○○○の○○○○○、設定する農地、大字夜間瀬字○○○○○○○-○、字○○○○○○○、現況地目は畑で、合計面積が3,420平米です。利用権の種類は賃借権で、

25件目ですが、設定を受ける者が〇〇の〇〇〇〇〇〇〇、設定する者が〇〇〇の〇〇〇、設定する農地、大字佐野字〇〇〇〇-〇、現況地目は畑で、面積が6,245平米のうち3,000平米、利用権の種類は賃借権で、10年の設定でブドウの作付を予定しています。賃料は全体で12万円の新規設定となります。

26件目ですが、設定を受ける者が〇〇の〇〇〇〇〇〇〇、設定する者が〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字戸狩字〇〇〇〇〇-〇、現況地目は畑で、面積が1,404平米。利用権の種類は賃借権で、10年の設定でブドウの作付を予定しています。賃料は全体で6,000円の新規設定となります。

27件目ですが、設定を受ける者が〇〇〇〇〇の〇〇〇〇、設定する者が〇〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇-〇、現況地目は畑で、面積が2,609平米。利用権の種類は賃借権で、3年の設定でリンゴの作付を予定しています。賃料は10アール当たり1万円の新規設定となります。

28件目ですが、設定を受ける者が〇の〇〇〇〇、設定する者が〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字寒沢字〇〇〇〇〇、〇〇〇-〇、現況地目は畑で、合計面積が1,301平米。利用権の種類は賃借権で、10年の設定でプラムの作付を予定しています。賃料は全体で1万円の再設定となります。

29件目ですが、設定を受ける者が〇〇の〇〇〇〇、設定する者が〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字佐野字〇〇〇〇〇〇〇、現況地目は畑で、面積が1,154平米。利用権の種類は賃借権で、1年の設定でリンゴの作付を予定しています。賃料は全体で5,000円の再設定となります。

30件目ですが、設定を受ける者が〇〇〇の〇〇〇〇、設定する者が〇〇〇〇〇〇の〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇-〇、〇〇〇〇-〇、現況地目は畑で、合計面積が3,758平米。利用権の種類は賃借権で、6年の設定でリンゴの作付を予定しています。賃料は全体で5万円の新規設定となります。

31件目ですが、設定を受ける者が〇〇〇〇の〇〇〇〇、設定する者が〇の〇〇〇〇〇、設定する農地、大字寒沢字〇〇〇〇-〇、字〇〇〇〇〇〇〇-〇、現況地目は畑で、合計面積が2,822平米。利用権の種類は賃借権で、5年の設定でリンゴの作付を予定しています。賃料は全体で7,000円、1万円の再設定となります。以上、32件につきまして承認をお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
それでは、所有権移転農地集積表のほうの1番の補足説明を湯本貴文委員、お願いいたします。

湯本貴文委員 〇〇からの買い依頼ということで、〇さん、この土地は以前に報告していて、〇〇〇〇さんが公社のほうに売却したものを今度、〇さんのほうに移すということの案件であります。問題ないかと思しますので、よろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問のある方は挙手願います。(なし) ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手) ありがとうございます。全員賛成で可決といたします。 利用権設定のほうに移ります。1番の案件について、藤浦委員、お願いいたします。

藤浦委員 利用権を設定する〇〇〇〇さんの奥さんが農業をできなくなってしまったということで、ブドウの栽培が困難になってしまったということであったのですが、〇〇さんがちょうどブドウをやりたいという意向がありましたので、マッチングしたということで、〇〇さんは新規でブドウを始めたばかりの方で、やる気は十分ありま

すので、問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。1番の案件について質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
2番の案件について、同じく藤浦委員、お願いいたします。

藤浦委員 設定する〇〇さんの旦那さんが夏にお亡くなりになってしまったということで、やはりこれも栽培ができなくなってしまったということで〇〇さんのほうに話があったものです。〇〇さんは認定農業者でありますし、頑張っていてやっていますので問題ないと思います。よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
3番、4番の案件について、齊藤委員、お願いいたします。

齊藤委員 〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんの土地なのですが、以前、〇〇さんのおじいちゃんがやっていたのですが、亡くなられたので、継ぎ手を探していたところ、〇〇〇〇さんがやりますということで全てやることになりました。〇〇〇〇さんはたくさん、桃とかブドウとかリンゴをやっておりますが、大丈夫だと思いますのでよろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。3番の案件について質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
続きまして、4番の案件について質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
5番の案件について、小池委員、お願いいたします。

小池委員 〇〇〇〇さんなのですが、退職されて、そば作りを真剣にやっている方で、再設定でするので問題ないかと思うので、よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。5番の案件について質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
6番の案件について、湯本貴文委員、補足説明をお願いいたします。

湯本貴文委員 設定する〇〇さんですが、以前勤めをやっていらして農家のほうを全部ができないということで、〇〇さんのほうに借りてもらってやっていた案件であります。また、再設定でもありますので、問題ないかと思っておりますのでよろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問のある方は挙手願います。(なし)

ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)
ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。
7番、8番、9番の案件について、下田和浩委員、お願いいたします。

下田和浩委員 ○○○○さんは、○○○○○○○○に在籍しています。この案件は、3件とも過去から現在に至るまでもう借り手がいる案件なんですけれども、権利の種類、利用権の種類がここで変わったということによって新規という形になって、使用貸借に変わったということで新規設定ということになりました。
以上です。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問のある方は挙手願います。
これ利用権の内容がそばになっているのですけれども、この前段階での作物というのは何だか分かります。

下田和浩委員 ○○○○○○○○で、過去からこの○○さんらがそばをまいてずっとやってきていて、今言ったように権利の種類と利用権の種類が変わったことによって、新たにここで新規設定というような形になりました。

議 長 ありがとうございます。ほかに質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)
ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。
それでは、10番の案件について、湯本久万委員、お願いいたします。

湯本久万委員 利用権を設定する○○○○さんは、現在は勤められていて耕作できないということで、その畑を○○○○さんが引き続き借りて作られるということで、問題ないかと思えます。よろしく願います。

議 長 ありがとうございます。10番の案件について質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)
ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。
11番、12番の案件について、福井委員、補足説明をお願いいたします。

福井委員 ○○○○○さんは、○○○○○○○○の関係ということで畑を借りて、そばを作っておられます。○○さんのお母さんも○○○○○○○○の一員ということで、前から畑を借りて作っておられまして、今回も契約更新で問題ないと思えます。
○○○○さんのほうなのですが、前から借りてそばを作っておられ、今回も契約更新ということで問題ないと思えます。よろしく願います。

議 長 ありがとうございます。それでは、11番の案件について質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)
ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。
12番の案件について質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)
ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。
13番の案件について、齊藤委員、お願いいたします。

齊藤委員 ○○さんは、女手一人で耕作をしているわけです。○○○○さんは、以前からたびたび農業をやっておられる方で、何ら問題ないと思います。よろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
14番の案件について、湯本浩委員、お願いいたします。

湯本浩委員 ○○さんは、この畑で引き続き耕作されるということで、再設定でもありますので問題ないと思います。よろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございます。14番の案件について質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
15番、16番、17番、18番を、湯本久万委員、補足説明をお願いいたします。

湯本久万委員 ○○○○さんは、この春から新規就農される方で、前回の委員会でも1か所借りるのがあったのですが、それに今回も4人の方から借りて、規模を拡大してやりたいということなのでよろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございます。15番の案件について質問のある方は挙手願います。

藤浦委員 この○○さんは、お一人、ご夫婦ですか。

湯本久万委員 現在はお一人です。なのだけれども、たまに約束されたような方がいらっしゃるらしくて、よく一緒に仕事されているのを見たことはあります。聞いたら、そのようにおっしゃっていました。

議 長 ほかに質問のある方は挙手願います。(なし)
それでは、採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
16番の案件について質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
17番の案件について質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
18番の案件について質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
19番の案件について、佐藤委員、補足説明をお願いいたします。

佐藤委員 この件は、前に藤浦委員の相談会の際にちょっと紹介した件なのですが、○○○さんは高齢で、現在やっている田は減らしたいということで、どなたかやってくれる方がいないかなという相談を受けまして、いろいろと動いて探してみたのです。

ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。

29番の案件も、私のほうから補足説明をさせていただきます。

〇〇〇〇さんなのですけれども、勤めに出ておられて、農業のほうは今のところできないということで、これも再設定ですが、〇〇〇〇さんが栽培されているわけですが、1年契約ということで契約を結ばれているようですけれども、お母さんのほうの体調も考えてということで毎年契約ということで進めているようです。こちらのほうも、栽培管理はきれいにされているのでよいかと思います。よろしくお願ひいたします。

29番の案件について質問のある方は挙手願ひます。(なし)

ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願ひます。(賛成者挙手)

ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。

30番の案件について、湯本貴文委員、補足説明をお願ひいたします。

湯本貴文委員 設定権を設定される〇〇さんなのですが、ご高齢ということで、今やっている畑、リンゴを栽培ができないということで、誰かやってくれる人はいないかと探したところ、〇〇さんがやってもいいよということで手を挙げられたということで、この話が決まったということです。新規ではありますが、認定農業者である〇〇さんですので、心配ないかと思ひますのでよろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。30番の案件について質問のある方は挙手願ひます。

齋藤委員 〇〇さんですが、この17番目の案件の〇〇〇〇さんですか、それに貸しているわけですが、この関連というか、あれなのですけれども、〇〇さんは里親制度でやられていた方なのですか。それともどういう関係なのですか。そこをちょっと分かってからじゃないと。

湯本貴文委員 〇〇さんがですか。

齋藤委員 というのは、〇〇さんは〇〇さんに貸しているわけです。また、借りるということになれば、これはどういう関係で出したり、借りたりしているのか、そこをちょっと知りたい。

湯本貴文委員 私は〇〇さんのほうはよく分からないのであれですけれども。

湯本久万委員 〇〇さんのことについては説明できるのですけれども、説明しましょうか。

齋藤委員 〇〇さんに〇〇〇〇さんが貸しているわけだね。貸していて、今度また借りるということはどういう関係で貸しているかということをおもって教えていただければ、じゃないと農地がただで入替えとか、そういうのを安易にしているものかどうかという。

事務局 事務局からなのですけれども、蝶次郎さんがおっしゃっているとおり〇〇〇〇さんがほかに農地を貸して、また借りるという関係は、ちょっと事務局のほうでは把握できていないのですけれども。

齋藤委員 結局これを見ればそういうことだよな。

事務局 そういうことなんですよ。

齋藤委員 ○○さんと○○さんが、里親とかそういうような関係でお貸しして、それでその分がなくなったから自分でそのところを借りて、考えなのか、どういう考えなのか知りたいもので。

事務局 1つこちらで把握していることは、○○さんは○○さんの里親になっているというわけではなくて、○○○○さんの里親に入っていました。ですが、地域でも○○○○さんにも面倒を見てもらっているようで、そこら辺の話はまた本人同士でも、明日も○○さんにもこちらでも会う用事がありますので、確認してみたいと思います。

藤浦委員 僕の把握している感覚では、多分、○○さんが畑を探していると、○○さんがまず貸した、俺の畑を貸すよと貸したと思うんですよ。○○○さんの畑を○○さんにやることになったのは、まず、○○さんが○○さんに畑を誰かに貸すということなのか、○○さんがそれでその後、いいよ、俺の畑○○さん頑張るから貸すよと言った後にそういう案件が○○○さんから○○さんに出てきて、ということなのか。

齋藤委員 里親でやって、そういう関係が分かれば、○○さんが里親で農地を開こうと思ってやったのなら、それはいいと思います。分かりました。

議 長 よろしいでしょうか。ほかに質問のある方は。(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)
ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。
31番の案件ですけれども、私のほうから補足説明をさせていただきます。
○○○○さんのほうなのですけれども、現在高齢になってきたということで仕事のほうを縮小している中、○○○○さんのほうで借り受けているわけですけれども、○○さんのほうも近間の畑は自分でできる限り少々やっている方ですが、家の近くしか栽培されていませんけれども、○○さんのほうはまだ若くて馬力もありますので、頑張ってリンゴのほうを栽培されていくと思いますので、よろしく願いいたします。また、再設定ですのでよろしく願いいたします。
31番の案件について質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)
ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。
これで議事のほうを全て終了しました。ご協力ありがとうございました。

会長代理 山本会長、議事進行、ありがとうございました。
それでは、6、その他ということで、事務局より説明をお願いいたします。

<その他> 農業委員会名簿について
農業委員会の改選について
農作業入門講座について

会長代理 以上をもちまして、第4回山ノ内町農業委員会定例総会を終了いたします。お疲れさまでした。ありがとうございました。

上記の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名委員

署名委員
